

施策 5-1-3 特別支援教育・不登校対策の充実




(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
※該当項目なし				

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

(支援体制の整備、不登校対策の充実)		
指標	基準値	目標値
配慮を要する児童生徒への支援率	平成 21 年度 64.5%	平成 27 年度 87.5%
ひきこもりがちな児童生徒に対する支援割合	平成 21 年度 61.5%	平成 27 年度 80.0%
<p><前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開></p> <p>○本町の不登校児童生徒数は、他市町が増加傾向にある中、平成 18 年度を境に減少傾向にあります。フリースペース「ひよこの家」は不登校児童生徒への支援や、SC による相談の充実、SSW によるひきこもりがちな児童生徒へのアプローチが大きな成果となっています。しかし、家庭の問題が多様化し児童生徒にまで影響を及ぼす事案が急増していること、発達障害をもつ児童生徒が年々増加していることから、問題行動や特別な支援を必要とする児童生徒は増加すると考えられます。</p> <p>○このようなことから、前期 5 カ年で培った支援方法をさらに充実させ、様々な子どもたちの状況に応じた支援体制を整備できるよう施策展開をしていきます。</p> <p>※SC : スクールカウンセラー。主に小中学校において、児童生徒及び保護者・教職員に対する心理相談を行う心理の専門家のことをいいます。</p> <p>SSW : スクールソーシャルワーカー。教育機関において、学校だけでは解決が難しい問題に対し、直接の訪問や外部専門機関とのコーディネーションを行うなど福祉援助業務を行う福祉の専門家のことをいいます。</p> <p>児童・生徒、教職員、保護者へ関わる点は、共通していますが、スクールカウンセラーが、児童・生徒、教職員、保護者等の「個人」の悩みや不安に対して相談助言を行うのに対し、スクールソーシャルワーカーは、それらの個人の悩みや不安を解消するため、周りの環境を調整しながら、発生した問題に対応することが異なる点です。</p>		
<p><指標に関する特記事項></p> <p>○配慮を要する児童生徒は、発達障害や学習困難児童等を含み、毎年 8 月に各学校に向け調査を実施し、配慮を要する児童生徒を把握し、個に応じた支援を行います。</p> <p>○指標は、配慮を要する児童生徒数に対し、非常勤講師等が支援する割合を 87.5% に目標を掲げています。</p> <p>50 日以上欠席・ひきこもりがちな児童生徒数に対し、SSW や SC が関わった児童生徒に対する支援率を 80% に目標を掲げ、特別支援教育の充実を図ります。</p>		

(3) 施策を達成するための主な事務事業

(支援体制の整備、不登校対策の充実)						
事務事業名						
	取組概要	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○チームティーチング事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人ひとりを生かす学習指導を実施して基礎学力を向上させるため、また配慮を要する児童生徒に対する特別支援教育を充実させるため、非常勤講師を学校の実情に応じて配置します。 					
		事業継続 ・基礎学力の向上 ・特別支援教育の充実				
○不登校児童生徒対策事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 心や環境など様々な課題を抱え学校に行くことができない子どもたちに対し、田園に囲まれた民家を借り上げた「フリースペースひよこの家」で「居場所・交流・教育の場」を提供し、自然や人との関わりの中で「生きる力」を育みます。 					
		事業継続 ・「フリースペースひよこの家」の運営				
○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業						
	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、支援が必要な児童生徒との相談や、学校等との連絡調整を行います。 					
		事業継続 ・相談、助言の実施 ・関係機関との連絡調整				